

# 平成19年6月18日

## 会議録 審査内容

### ◇会議録

- 1 日 時 平成19年6月18日  
開会 9時57分 閉会 10時52分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議
- 3 出席者 6名  
委員長 前川敏春  
副委員長 芳滝 仁  
委員 中橋友子 齊藤喜志雄 前川雅志 千葉幹雄  
議長 古川 稔
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 増田武夫 野原恵子 中野敏勝
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 8 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一 教育長 金子隆司  
総務部長 増子一馬 総務課長 川瀬俊彦  
教育部長 水谷幸雄 生涯学習課長 長谷 繁
- 9 審査事件 議案第35号 幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例  
陳情第2号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書の提出を求める陳情  
陳情第4号 「教育関連三法案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情  
陳情第5号 住民税、国民健康保険税、介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情書
- 10 審査結果 別 紙
- 11 審査内容 別 紙

委員長 前川 敏春

## ◇審査内容

(9:57 開会)

○委員長(前川敏春) ただいまから、15日の会議に引き続き、総務文教常任委員会を開会いたします。これより議事に入ります。

15日のときに、それぞれ時間をかなり設けまして、それぞれ質疑の中で答弁を頂いております。

先ず始めに少し時間を作りまして、質疑を受けたいと思います。それでよろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長(前川敏春) それでは本委員会に付託されました議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑をお受けいたします。

何かございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川敏春) それでは質疑がないようでございますので、次に討論を行いたいと思いますが、討論はございませんか。

反対討論からお願いします。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 15日の審議の中で、明らかになった内容を判断した上で反対討論を行なわせていただきます。

これまで幕別町では、アルコ236が指定管理者制度を導入しておりますが、幕別本町における施設では今回が初めてでありました。

百年記念ホールというのは文化施設であるわけですが、結論からいいますと、この公立の文化施設というのは、社会教育への投資という役割が大変大きな担われる部分でありまして、採算性だけでは評価できないというのが大前提であります。

ですから、温泉のような企業努力で、利益を生み出していく施設と違うという面がありまして、コストの削減、サービスの向上という目的で指定管理者に移すということではありますが、コストの削減ということでは非常に難しいというふうに判断をいたしました。

審議の中でコストの削減について、個人的見解だといわれていましたが、できるのは人件費の部分だということでありました。3,500万かかっている人件費が、6人で3,500万ということでありましたが、例えばそれが、300万円の1年間の給与の人に代えると、1,800万になるという副町長のお話でありましたけども、結局、委託もそうですけど、指定管理者の行き着くところというのは、経費節減は多くが人件費に求められるということが先進の事例でも明らかになってきています。といいますのは、5年で更新するわけですから、受けた管理業者も正職員で雇っていくというふうになっても5年後どうなるかというふうになれば、それはなかなか続けるということは困難だということが仕組み上明確なわけですから、そうするとアウトソーシングの7割がデータの中では、7割以上が、不安定雇用、非正規雇用だということが生まれてきています。

今の幕別町にとって事業所ではありませんが、雇用の場としては役場職員であるとか、公共施設の雇用も大変大きな位置付けがありまして、そこがどんどん不安定雇用が広がっていくということについては、やはり、現状の中では、行うべきではないというふうに考えます。

それからもう一つ、この百年記念ホール条例の中の、22条の2ですか、施設の使用の承認、許認可ですね、この権限が業者に与えられるということではありますが、本来この公共施設の住民の利益に関わる、許認可ですから、行政処分につながるわけですが、その権限というのは、民間に委ねるものではないというふうに思うのです。議会の議決が必要な部分も沢山できてはおりますが、実際に、渡ってしまえば使用の許可というのは請け負った業者がそのまま行っていくということになりますので、この点でも、公共施設の本来のあり方から照らして、正しくはないということ判断いたしまして反対といたします。

○委員長(前川敏春) 次に賛成者の討論を許します。

だれかございませんか。

前川雅志委員。

○委員(前川雅志) 賛成の立場で発言をさせていただきます。

この指定管理者制度導入を受けて公募によりコスト削減をされていくということに大きな期待をすると同時に、民間活力の導入などによって町内における雇用の促進が図られていくのではないかと考えておられると思います。

それとあわせて、民間によるネットワークやアイデア、それらを豊富な経験などによってですね、住民サービスの向上に期待をさせていただくところであります。

ただし、公募にあたりましては、日曜日の、休日の、火曜日が定休日ということですが、そういったところも、まだ利用されるように、計画を考えていただきたいということも、あわせてお願いをしながら、賛成の立場で発言をさせていただきました。

○委員長（前川敏春） 反対者の討論はございませんか。

賛成者もございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 他に討論がなければこれで討論を終わりたいと思えます。

これより採決をいたします。

議案第35号、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（前川敏春） 起立多数であります。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案第35号の審査を終了いたします。

引き続き、次に陳情の審査に入ります。

最初に陳情第2号、新たな地方公共団体財政健全化法に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

15日の日にですね、意見等については十分審議をさせていただいておりますので、意見等は終わらせていただいて、討論に入りたいと思えますがよろしいですか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） いいんですが、状況といたしまして、15日の日にこの法案が国会に通っているという状況の違いが生じておりますので、それを考慮した上での討論になるのでしょうか。

そういうふうにさせていただきたいと思えます。

○委員長（前川敏春） そうですね、いま中橋委員の方からありましたように、この新たな地方公共団体財政健全化法に関する意見書についてですね、15日に法案が成立いたしましたということですが、その中で、先ほど、事務局長の話もいただいておりますが、なにか、帯広市の方ですね、この関連法案が通ったということで、その趣旨を踏まえながら、通った中での意見書提出にしていきたいという、中身を精査しながらですね、そういう提出の形になるというふうに思えますので、この辺はご理解を頂きたいなというふうに思えます。

それですね、討論に入るわけでありまして、これにつきましても、反対討論から討論に入るわけでありまして、討論ありますか。

賛成討論はありますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） もう少し状況が変わったということで、休憩でもとっていただいて、整理していただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

○委員長（前川敏春） 暫時休憩をとりまして、もう少し中身をそれぞれ委員さん方の中で精査をしていただきたいと重みますので、休憩を取らせていただきます。

（10：10 休憩）

（10：15 再開）

○委員長（前川敏春） それでは、休憩を解き会議を再開させていただきます。

いまそれぞれ、いろんな中から、委員さんの中でお話がありましたけども、この意見書案については参議院がこの15日に通過したという中でですね、そういうことを踏まえまして、ことらの方で意見書案については、いろいろ修正を加えまして新たな意見書案として提出をしていきたいとおもいますがよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは、陳情第2号、新たな地方公共団体財政健全化法に関する意見書の提出を求める陳情でありますけども、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議がないものと認めます。

したがって本案は採択することに決定いたしました。

よろしくお願いをいたします。

次に陳情第4号、教育関連三法案の慎重審議を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

これにつきましても、先般、15日の審査の中で意見をそれぞれ述べていただきながら、意見については終

了をさせていただいております。

前回、意見については終了させていただいているわけでありませうども、何か委員さんの方から、これに係るご意見があればこの場でお伺いしたいとおもいます。

齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） 前回、審議がされている形にはなっておりますけれども、あえてこの慎重審議をと、こういう趣旨を含めた意見書になっておりますので、是非そこのところをご理解を頂くと共に、文書の中で、教育基本法というふうになっておりますし、それから、2番の中でも、同じく教育基本法となっておりますが、そこを削除して賛成の立場でお願いをいたします。

○委員長（前川敏春） いまですね、齊藤委員の方から、教育基本法という項目について、2カ所あるわけですが、削除したいというご意見がございました。

暫時休憩いたします。

（10：21 休憩）

（10：29 再開）

○委員長（前川敏春） 休憩を解き会議を再開いたします。

いまそれぞれ休憩中にいろんな委員さんからのご意見がありましたけれども、私はこの趣旨については、尊重しながら、ここでこの趣旨について、これをカットとか、あそこをこうするとかということとはなるべくしないで、この趣旨に対して採択をしていくというのが望ましいのではないかなと思います。

したがって、いまそれぞれのここをこうしていいんでないか、ああして直した方がいいんでないかという意見につきましては、採択が終わった後、こちらの方で、その辺を加味しながら修正というふうには行かないでしょうか。

暫時休憩します。

（10：30 休憩）

（10：42 再開）

○委員長（前川敏春） 休憩を解き会議を再開いたします。

いまこの教育関連三法案の慎重審議を求める意見書についてなんでありますけれども、一度、提出者に差し替えをさせていただいて、20日の本会議に議長宛に再度提出いただいた中で、会期内の継続審査ということによるでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（前川敏春） 次に陳情第5号、住民税、国民健康保険税、介護保険料などの負担増に対する独自軽減策を求める陳情を議題といたします。

これにつきましても、15日の委員会のときに、それぞれご意見を頂いております。

再度、ご意見があれば受けたいと思いますが、無いようでありますので、賛成反対討論に入ってもよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは反対者の討論があればお願いします。

芳滝委員。

○副委員長（芳滝 仁） この陳情の趣旨は良くわかるところでありまして、独自な軽減策については、私も踏まえているところでありますが、この陳情のないようであります。この陳情項目ひとつが、住民税増税に伴う国民健康保険税、介護保険料などが上がらないように措置を講ずること、これは陳情者のところで、少し考え違いをしてらっしゃるのではないかと、この住民税が上がることによって、国保税、介護保険料が上がるということはないと私は踏まえております。

あと、低所得者、生活困難者に対する減免制度、これも、この税制のところでは、いわゆる非課税者については住民税につきましても、均等割りになっております。いろんな絡みのなかで負担が大きくなっているということはあるかと思っておりますけれども、このことも、あとで申しますけれども、全体的な行財政改革の中で、いろんな施策を考えていく方向が良かろうと思っております。

新たに住民税課税になった世帯に対してということではありますが、所得が上がらないと住民税課税にならないと思うわけでありまして、所得が上がった段階で住民税課税になるんだらうというふうなことだと思っておりますので、こういう独自の軽減策を求めるということは、私はまだ基金を取り崩して予算を作っているこの町の財政の中で、どうやってそういうことをしていくのかという方向を求めたときに、大きな枠の中で、その行財政改革の中で弱者に対する施策を打っていくことが、町の方向だらうというふうにご考えておりますので、趣旨としてはわかるのですが、この陳情項目の内容が出せない内容になっているのではないかとということで、反対討論とさせていただきます。

○委員長（前川敏春） 続いて、賛成者の討論を許します。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回の住民税の大増税であるわけですが、税源移譲に伴うものでありますから、今年だけを見ると影響額というのは、その部分だけでは、私はいま仰られるように大きなものではないと、住民税の引き上げと、逆に所得税の引き下げのトータルで見るときには、その部分だけでは、住民に対する影響はほとんど無いだろうと、年収、1,200万を超えれば軽減になっていくというのはありますけど、それ以下の人達についてほとんど無いと。多くは低率減税の廃止による影響というのが非常に大きいですよね。その点で、この文章が、十分かどうかというふうになれば、私はやはり不十分さはあると思います。ただ、全体に住民の増税感というのは、昨年と今年の2年連続でありますから、実際の重税感と増税というのは、これは事実として存在するわけです。ですからそういうことを考えたときに、これらの対処をとって欲しいというのは、当然の願いでありまして、対処はやはりとるべきだというふうに思います。

財源の問題もこれは本当に、考えていかなければ限られた財源の中で手立てしていくわけですから、大事なことだと思います。今回補正でも、町民税に関しては4,000万の補正、増収というのを見られましたけども、定率減税廃止等によって、町に入ってくるお金は確実に増えるわけですよね、多くはないですよ。確実に増えると。そういうものをひきあわせていくということは大事なことだというふうに考えるんです。

それから、財源もそこから生み出していくということです。

均等割り、あるいは国保の減免措置、確かにございます。しかし、それも正確に一つ一つ計算をしていくと、やはり今回の税改正が金額では少なくとも割合では低所得者に重くなっていく。この現実も免れません。

よって、1項目、2項目両方について、手立てをとることが今の住民の皆さんの暮らしを守ることというふうに思いますので、私はこの陳情に賛成であります。

○委員長（前川敏春） 他に反対者の討論はございませんか。

賛成者の討論もございませんか。

なければこれで討論を終わりたいと思います。

それでは次に採決に入りたいと思います。

本陳情を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○委員長（前川敏春） 起立少数であります。

したがって、本陳情は不採択とすることに決定をいたしました。

これで、付託された議案についての審査については、全て終了したわけですけども、この他に、その他何かございませんか。

こちらの方からお願いがあるわけですけども、陳情第4号ですね、これについては継続審査ということで、日程が決まりしだい、それぞれ委員さんに日程の連絡をしたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

その他ありません。

なければ、これで本委員会に付託されました案件等の審査が全て終了いたしました。これをもって委員会を閉会いたしたいと思っております。

（10：52 閉会）